

居宅療養管理指導事業所在宅緩和ケアあすなろ医院運営規定

1. 事業者概要

事業者名称	在宅緩和ケア あすなろ医院
事業所の所在地	愛知県小牧市常普請一丁目35
指定番号	2313801785
代表者名	渡邊 紘章
電話番号	0568-65-6380

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師により通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とします。
運営の方針	① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③ 利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導・助言を行います。

3. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

(医師による) 居宅療養管理指導等のサービス	① 利用者の病状および心身の状況等を把握し、計画的かつ継続的な医学管理に基づいて、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者及び居宅サービスを利用するその他の事業者に対して居宅サービス計画（ケアプラン）に必要な情報提供を行います。 ② 利用者またはその家族に対し、居宅サービス計画（ケアプラン）の利用に関する留意事項、介護方法等についての指導・助言を行います。
------------------------	--

4. 職員の体制

従業者の職種と員数	医師 5名
-----------	-------

5. サービス担当者

(医師による) 居宅療養管理指導等のサービスにおけるサービス担当者は、当院医師です。なお、サービスを遂行する上で看護スタッフが同行するよう配慮しております。

6. 診療時間

医療機関内に掲示している診療日及び診療時間と同じです。

・7. 利用料

サービスの利用料は、介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

医師、管理栄養士による居宅療養管理指導等

(1) 居宅療養管理指導料等（介護予防含む）

居宅療養管理指導（介護保険）1人/日 1月2回まで 介護保険1割負担の場合

医師が行う 場合	居宅療養管理 指導（Ⅰ）	単一建物居住者が1人	515円
		単一建物居住者が2人～9人	487円
		単一建物居住者が10人以上	446円
	居宅療養管理 指導（Ⅱ）	単一建物居住者が1人	299円（598円）
		単一建物居住者が2人～9人	287円（574円）
		単一建物居住者が10人以上	260円（520円）

8. 緊急時の対応等

緊急時等の体制として、24時間常時連絡が可能な体制を取っています。

必要に応じ、往診に伺い、連携医療機関に連携を行うなどの対応を図ります。

9. 事故発生時の対応

居宅療養管理指導等のサービスの提供にあたって、事故が発生した場合には速やかに家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事故により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償致します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

10. 秘密保持

居宅療養管理指導等のサービスを提供する上で知りえた、利用者およびその家族に関する秘密および個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、提供しません。

ただし、あらかじめ利用者及び家族の同意を得た場合は、前述の場合にかかわらず、一定の条件の下で情報提供ができるものとします。

11. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

お客様相談窓口	責任者	院長 渡邊 紘章
	ご利用時間	月～金 8:30～17:30
	連絡先	電話 0568-65-6380